

## 法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成20年10月3日（金）9：30～9：43
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第2共用会議室
3. 議題：債権法（民法）改正の検討状況等について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査

【法務省】民事局 参事官室 参事官 筒井 健夫 氏  
民事局 参事官室 局 付 島崎 邦彦 氏  
民事局 参事官室 局 付 島田 英一郎 氏

○福井主査 それでは「法務・資格TF」を開催いたします。本日は、債権法改正の検討状況につきましてお話を伺えればと存じます。

冒頭10～15分程度お話しをいただいて、質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○筒井参事官 法務省民事局参事官の筒井でございます。

前回、平成19年4月だったかと思いますが、今回と同様にお呼びいただいてお話しさせていただく機会がございました。その際には、私から、準備的研究の段階を経て、その後に法制審議会において各界の意見を聴取しつつ検討を進めるという青写真の下に、現在、情報収集や知見の蓄積を中心に、省内における準備的研究を進めているといったこととお話しさせていただきました。

現時点では、その準備的研究の段階がまだ続いているところですので、今の時期に私どもの今後の方針の説明を求められても、まだそういう段階には至っていないということでございます。

机上にはあくまでも参考資料ということで「民法（債権法）改正検討委員会の検討状況」を1枚紙で用意させていただきました。前回のヒアリングの際に、規制改革会議から改正検討委員会の検討状況はどうなっているのかという問い合わせをいただいたので、その検討委員会の全体会議の開催状況についてごく簡単な情報提供をさせていただきました。

そういった経緯もございましたので、その後の検討委員会の全体会議の開催状況を追加で記載したものを、本日は参考資料として用意させていただきました。あくまでも参考資料ということでございます。

冒頭で申しましたように、このテーマについては、現在もなお、情報収集、知見の蓄積を中心とする準備的な研究の段階であることから、前回のヒアリングでも申し上げましたように、法制審議会での審議の見通しを始めとする今後のスケジュールや方針については、後日、改めてお問い合わせをいただきたいと思いますと思っております。

○福井主査 内容のポイントを教えていただけますか。これまでに出版している議論、基本的な部分についてお聞きしたいんですが。

○筒井参事官 私ども内部での検討状況ということでしょうか。

具体的な検討項目として、この点について改正すべきではないかといったことでは、現時点で御報告できることは、まだありません。

○福井主査 出ている議論だけで結構ですから。

○筒井参事官 改正検討委員会における議論ですか。

○福井主査 はい。

○筒井参事官 改正検討委員会の議論というのは現在中途ですので、現時点において何か具体的にこれといったことで私から御提示できるものは、特にございませぬ。

○福井主査 個別の条項について議論していないんですか。

○筒井参事官 個別の条項について議論されています。

○福井主査 その議論の概要をお聞きするのが本日の目的ですから、そこについて整理していただかないと会議の意味がないですね。

別に方向性は、最終的にはしかるべき時期が来たらとりまとめされるんでしょうけれども、現在の主だった議論の内容、どの条項をどういう問題意識でどのように変えるべきだという議論があるのかないのか。そういうことについての骨格、ポイントについては本日お聞きできると理解していたわけですが。

○筒井参事官 そういう理解ですか。そうであれば御趣旨が私どもに伝わっていなかったのだと思います。

○福井主査 どうしますか。今それをかいつまんで御説明いただくか、もう一度再設営するか。今の程度のことをお聞きしても意味がないので、仕切り直すかあるいは今もし可能な範囲で説明いただくか、どちらかです。

○筒井参事官 民間の有志の団体でどういう議論がされているかを御紹介することには、意味がないと思うので、私も特に用意して来なかったのですけれども。

○福井主査 だって法務省として関わっているわけでしょう。筒井さん自身も内田参与も。

○筒井参事官 はい。勿論そうです。

○福井主査 法務省で参考にするたたき台の議論をしているわけでしょう。法務省として関与している以上、それについて外部に説明できないということはあり得ないではないですか。御省は公的機関ですから。

○筒井参事官 説明できないとは申しておりませぬ。

○福井主査 内容を説明いただきたいんです。

○筒井参事官 そうですか。

○福井主査 これは前回も申し上げたと思いますけれども、公的機関として参画される以上は、公的機関としてほかの公的機関や国民に対して説明義務を果たしていただきたいと思います。

純然たる私的な勉強会ではないではないですか。法務省として関与して承知しておられる内容について、現にどういう議論があるのか、どういう論点があるのか。それについてはつぶさに私どもに報告いただく必要がありますので、この点は前回も念を押したはずですよ。

○筒井参事官 それは、民間の有志の団体の議論ですから、結論が出てからそれを紹介する方が効

率的ではないでしょうか。

○福井主査 いや、全く効率的ではありません。現段階でお聞きしたいからお呼びしているし、現に関わっておられ、法務省としてリアルタイムでその情報をお持ちである以上、私どもに対してもそれは包み隠さず教えていただかないと困ります。

○筒井参事官 議事録は公表されていますので、それを提出するというだけで足りるのではないのでしょうか。

○福井主査 ここはヒアリングの場です。論点を教えてください。法務省として関わって、どう認識されているかということについてのまさに事の軽重も差があるでしょうし、詳細か粗いかについても差があるでしょうから、基本的な部分、ポイントとなる部分について法務省が理解されている概要を教えてくださいということですか。

要するに、私的な話で自分とは関係ありませんというのであれば、傍聴にも行かず委員から引き上げていただいて、純然たる民間での議論にさせていただきたい。御自身を含めて委員を法務省から参画されているのであれば、公的責任をきちんと果たしていただきたい。これは当然のことです。

○筒井参事官 私は情報収集のために参加している一メンバーに過ぎません。

○福井主査 一メンバーだから説明できないというのであれば、そういう団体からは即刻脱退いただくのが筋です。

○筒井参事官 なぜでしょうか。勉強のために担当官が参加しているということが、いけないことなのではないでしょうか。

○福井主査 仕事のためにでしょう。法務省の成案をつくるためにでしょう。趣味や自己研鑽ではないでしょう。

だったら公的機関として、そこで得られた知見を公的に公共財として国民各位に対して提供すべきです。私的な団体が勝手にホームページで公開するのを見てくださいというのは不遜な対応だと思います。

○筒井参事官 そうでしょうか。

○福井主査 皆さんが関わっている情報は公共財ではないですか。給与のうちで勤務時間中に行っているらっしゃるわけでしょう。この分、給与を放棄していらっしゃるんですか。仕事の一部でしょう。

○筒井参事官 勿論そうです。

○福井主査 だったら業務の一環として知り得た情報について、何で国民に対してあるいは我々に対して開示できないんですか。自らの関わりの限りにおいてしかるべき、きちんとした基本的情報について開示いただくということは、それは公的機関の職員の法的責務でしょう。

○筒井参事官 ですから、議論は公開されているということをし繰り返し申し上げているわけです。それについて今、福井先生の方から、ここでの議論の項目について軽重を付けて紹介するというリクエストがあったわけですがけれども、それは検討の項目を網羅的に羅列するだけであれば不可能ではないでしょうが、そんなことをする必要性が私には分かりませんし、現段階で法務省が、その議論の中のどの部分に関心を持っているかといったことは、まだ申し上げるべき段階ではありません。

○福井主査 法務省の軽重でなくていいです。要するに、この民法改正検討委員会の中で、例えばこれは非常に大きな項目ですねとか、これはそういう付随的な論点もありますねということなど、普通はこういう勉強会においては一定の見取り図をつくるものです。

委員会においてなされている一定の基本的判断なり、事の軽重についての感触があるのであれば、それを単に淡々と客観的に私どもに教えていただければ結構です。

我々は当事者ではないですから、議事録を勝手に見ると言われても困るんです。我々は閣議決定に基づいてこれをフォローする責務があるからやっているわけです。説明をしていただくということは、内閣として決めたことですから。

概要あるいはポイントについて法務省の行政的責任を全うしていただくために、私どもに情報を提示いただくということが全体の枠組みなわけですから、そこは基本的な勘違いがあるように、前回も今回も見受けられますので直していただきたい。

これ以上、議論しても意味がないと思いますので仕切り直しましょうか。

○筒井参事官 今日の福井先生と私との議論に意味がないというのは、私も全く同感なのですが、仕切り直しをしたとして、何をこの場で私どもとしてコメントすればよいのですか。

○福井主査 出ている議論についてまず網羅的にリストをつくってください。どういう論点が出ているのかについて。法務省が承知している限りの客観情報をまずリストにしてください。

それについて内部において何らかの軽重なり、あるいは精粗についての分かれ目があるのであれば、委員会なりで付けた序列に従ってでも結構ですから、特に大きい問題として、かの委員会で認識されていると思われる事項について中心的に説明していただきたい。

○筒井参事官 検討委員会における議論は、まだ途中のものです。それについて現時点での検討項目を羅列することは、技術的には可能かも知れませんが、それをお出しすることにどのような意味があるのでしょうか。

○福井主査 委員会は離れてもいいです。まず、検討項目があったとして、並んでいるとしたら、皆さんは裁判所にもおられたわけだし、法務省は民法の所管部局ですから、その条項について例えば現在の判例の状況がどうなっているか、あるいはそれについて学説がこう分かれているとか、実務でこういう問題を抱えているとか、課題があると認識されている。あるいは関連の業界や当事者からこういう要望があるということは承知していなければいけないはずです。

そうであれば、議論に出ている論点について、委員会はそれ以降忘れてもらって結構だから、法務省として認識されている現在の条文についての問題点、例えば判例がどう分かれています、何が問題だと指摘されているのかについての学説の分布。そういったことについて整理して、法務省独自のスタンスで我々にきちんと説明していただきたい。

○筒井参事官 まだ準備的研究を進めているところであって、そのような整理・分析を発表できる段階ではないというのが、前回の平成 19 年 4 月のヒアリングで私が申し上げたことだったと思います。

○福井主査 どれだけ経っているんですか。もう 2 年近くも経つわけでしょう。

○筒井参事官 まだ準備的な研究の段階だと申し上げているわけです。福井先生が早くから関心を

持っていただいているのは結構なことです。

○福井主査 法務省は所管をされているんだから、あらゆる情報についてこの委員会なるものを離れたとしても、例えば民法の何条についてのこの問題についての論点は何かと言われれば、それを承知していなければならないはずではないですか。

これは1つの素材でしょうから、素材は素材として、前提として、その素材に関する法務省の事実認識をきちんと示していただきたい。それは本来の仕事ではないですか。

○筒井参事官 それを現時点でやるのが難しいということ、繰り返し申し上げているのです。

○福井主査 難しくはないはず。所管省でしょう。所管省が自分の所管する法律についての論点かわからないとおっしゃるんですか。

○筒井参事官 非常に広範な領域を持つ民事基本法を対象としておりますので、今、勉強しているところであるということ、前回申し上げました。

○福井主査 勉強のプロセスにおける論点をまず網羅的にいただきたい。こちらにも、法律の専門家が何人もいますから、それについてどの程度の論点があるのか土地勘はあります。皆さんだっどれがどれぐらい大きい問題かは、おわかりになるはずでしょう。

以降については、主として存在する論点について基本的な部分を御教授いただきたい。そういう前提で仕切り直して準備をやり直してください。改めて日程を調整させていただきます。

本日はこれで閉会します。

(以 上)